

様式第4号
(第1葉)

<u>審 査 官 証</u>	
写 真	第 号 年 月 日発行
(所 属)	
(官 職)	(氏 名)
	年 月 日生
上記の者は別記事件について「スマートフォンにおいて利用される 特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」第16条第1項に 規定する処分を行わせるために同条第2項の規定に基づき指定した審 査官であることを証する。	
公正取引委員会	
印	

←

→

7 cm

11
cm

審 査 官 の 権 限

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）（抄）

（調査のための処分）

第十六条 公正取引委員会は、前章の規定に違反する行為に係る事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 当該事件の関係人若しくは参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
- 四 当該事件の関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

2 公正取引委員会は、政令で定めるところにより、公正取引委員会の職員を審査官に指定し、前項の規定による処分をさせることができる。

（注）上記の処分に応じない場合の法律上の制裁

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による当該事件の関係人又は参考人に対する処分（同条第二項の規定によって審査官がする処分を含む。）に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。
- 二 第十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による鑑定人に対する処分（同条第二項の規定によって審査官がする処分を含む。）に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をしたとき。
- 三 第十六条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定による物件の所持者に対する処分（同条第二項の規定によって審査官がする処分を含む。）に違反して物件を提出しないとき。
- 四 第十六条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定による検査（同条第二項の規定によって審査官がする検査を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十四条 （略）

2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

- 一 （略）
- 二 第五十一条 二億円以下の罰金刑
- 三 （略）

3・4 （略）

11
cm

7 cm

(第3葉)

[事件名]	
年 第	号
に対する件	
審査官 (氏 名)	
審査官指定日	
年 月 日	

7 cm

11 cm